

「第1回能勢町総合教育会議」

平成27年6月24日(水)

南館 教育委員会室

協議事項

1. 会議の運営等に関し必要な事項について

資料1

2. 能勢町教育大綱の策定について

資料2

3. その他

能勢町総合教育会議運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、能勢町総合教育会議設置規則（平成27年能勢町規則第11号、以下「規則」という。）第8条の規定により、能勢町総合教育会議（以下「会議」という。）の会議その他議事運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議）

第2条 会議は、規則第3条の規定により、町長が招集する。

- 2 規則第3条第2項の規定により教育委員会が会議の招集を求める場合は、協議すべき具体的な事項を教育委員会議の議を経て行わなければならない。
- 3 会議の議長は、町長をもって充てる。

（招集）

第3条 町長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ構成員に通知し、併せて告知しなければならない。ただし、緊急の場合で直ちに協議の必要性が生じた場合については、この限りでない。

- 2 町長は、規則第4条の規定により会議の協議に必要と認めるときは、関係者又は学識経験者を会議に招聘し、意見を聞くことができる。
- 3 町長は、前項の規定により関係者又は学識経験者を招聘しようとする場合は、教育委員会の意見を参酌しなければならない。

（会議の非公開等）

第4条 町長は、規則第5条ただし書により会議を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により会議を非公開とするときは、前条の告知に明示しなければならない。
- 3 会議の傍聴に関する必要な事項は、能勢町教育委員会傍聴人規則（昭和31年教委規則第2号）を準用する。この場合、「教育委員会」を「総合教育会議」と「委員長」を「町長」と読み替えて運用する。

（議事録）

第5条 町長は、規則第6条の規定により議事録を作成した場合、町長が指名する2人の構成員の署名をもって確定するものとする。

- 2 議事録の公表は、能勢町ホームページに掲載して行う。ただし、会議で特に必要と認める場合についてはこの限りでない。

（議事録の記載事項）

第6条 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 会議に出席した者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事
- (4) その他、町長が必要と認める事項

(欠席の届出)

第7条 会議の構成員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ理由を付して町長に届け出なければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか会議の議事運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年〇月〇日から施行する。

能勢町総合教育会議設置規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定により、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、能勢町の教育課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、能勢町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局を能勢町総務部総務課に置く。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則 （平成27年5月11日能勢町規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

能勢町教育委員会傍聴人規則

(傍聴の許可)

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所を告げて、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第2条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴の制限等)

第3条 委員長は、傍聴席が満員となったときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の行為の制限)

第4条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用すること。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 飲食または喫煙を行うこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為を行うこと。
- (8) その他秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 前各条のほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

能勢町教育大綱（案）

平成27年6月
大阪府 能勢町

○教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が、平成27年4月1日から施行されました。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものです。

この改正により、町長は新たに「総合教育会議」を立ち上げ、教育委員会との議論の中で「教育大綱」を定め、教育施策の方向性や目標を共有し、一致してその執行にあたることが期待されております。

この「教育大綱」は、町の第5次総合計画における「まちづくりは人づくり」を実現するために「ひとが育つ ひとを育てる 教育のまち 能勢町」を基本理念として、学校、家庭、地域、行政が連携して、「住んでよかった」、「住みたい」と思う笑顔あふれる町づくりを進めてまいります。

なお、今回の「教育大綱」の策定にあたっては、文部科学省の第2期教育振興基本計画（平成25年度～平成29年度）における基本的な方針を参酌し、本町の実情に応じて策定しています。

○教育大綱の性格

(1) 大綱の性格

この「教育大綱」は、本町教育の基本理念や教育目標などの方向性を示すものであるとともに、教育を行政と教育委員会が連携して総合的に推進していくよりどころとなるものです。

なお、策定にあたっては、「第5次能勢町総合計画」及び文部科学省の「第2期教育振興基本計画」を踏まえて定めております。

(2) 大綱の対象期間

この教育大綱の対象期間は、文部科学省の第2期教育振興基本計画の計画期間を参酌し、平成27年度から平成29年度までの3年間としますが、必要に応じ見直しを行うこともあり得ます。

1. 教育大綱の基本理念

ひとが育つ ひとを育てる 教育のまち 能勢町

能勢町では、第5次総合計画において、「まちづくりはひとづくり」を基本構想の3本柱の一つに位置付け、「郷育」、「教育」、「共育」をキーワードに「人」を中心としたまちづくりを進めることとしています。

2. 教育大綱の基本目標

① 郷育

ふるさとを育み、故郷とともに育つことができるまち。能勢町の有する伝統や文化、生活の知恵は有史以来の里人の営みであり、貴重な財産であります。

個（人）の知恵や力をひき出し、多様な人が交流し郷土とともに人が育ち合えるまちづくりをめざします。

② 教育

21世紀を生き抜く子どもたちにおいては、志をもって社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を醸成し、豊富な知識と確かな学力の定着を図り、社会の一員としてたくましく成長していくことが望まれています。

平成28年4月の「能勢ささゆり学園」開校を踏まえ、学校、家庭、地域、行政がともに連携しながら「地域の子どもは地域が育てる」を合言葉に、まち全体が「学び舎」となるよう、まちの教育力を高めていきます。

③ 共育

子どもから高齢者まで、障がいのある人もそうでない人も、誰もが主体として社会に参加し、まちに生きる誰もが個人として尊厳され、相互尊重の理念から生まれる心の共育の重要性を認識し、ふれあいあるまちづくりをめざします。



3. 教育大綱の基本施策の方向性

教育大綱の3つの基本目標を達成するため、文部科学省の第2期教育振興基本計画に掲げる4つの基本的方向性にもとづき、本町のめざす教育大綱の方向性を示します。

① 社会を生き抜く力の養成

- (1) 新学校での新たな教育実践
- (2) 確かな学力の定着
- (3) 豊かな心を育む取組みの実践
- (4) 小中高一貫教育の継続実践
- (5) 学校支援地域本部事業の再構築

② 未来への飛躍を実現する人材の養成

- (1) 外国語教育の推進及び国際交流の推進
- (2) 小中高一貫教育の継続実践(再掲)

③ 学びのセーフティネットの構築

- (1) 安全安心な教育環境の確保
- (2) 意欲ある全ての者への学習機会の確保
- (3) 放課後子ども総合プランの推進
- (4) 生涯学習、社会体育の振興

④ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

- (1) 互助・共助による活力あるコミュニティの形成
- (2) 協働によるまちづくりの推進
- (3) 学校支援地域本部事業の再構築(再掲)
- (4) 各種団体事業との連携・調整

総合教育会議構成員

職 名	氏 名
町 長	山口 禎
教育委員会委員長	市村 依子
委員長職務代理者	谷 安生
教 育 委 員	上西 恵
教 育 委 員	小谷 義隆
教 育 長	森田 雅彦